

Q6-3 税率について教えてください。

現在の法人税率は 20%です。ただし、課税所得が NT\$12 万以下の場合は免税(所得税法第 5 条 5 項第 1 号)、課税所得が NT\$12 万超の場合は 20%で課税されますが、その税額は NT\$12 万超の金額の半額を上回らないものとされています(同法第 5 条第 5 項第 2 号)。これをまとめると以下の通りとなります。

課税所得(P)	法人税額(T)
$P \leq \text{NT\$}120,000$	免税
$120,000 < P \leq 200,000$	$T = (P - \text{NT\$}120,000) / 2$
$200,000 < P$	$T = P \times 20\%$

さらに、決算後株主総会にて利益の分配が決定されることとなりますが、每期獲得した税引後当期純利益から利益準備金を積み立てたのちの剰余金を 分配せずに内部留保するとその内部留保額に対して税率 5%の追加の法人税が課されます。